

# 日本小児漢方懇話会会則

## 第1章 総則

### 【名称】

第1条 本会は日本小児漢方懇話会【英語表記】Meeting of Pediatric Kampo Medicine( M P K M )と称する。

### 【目的及び活動】

第2条 本会は小児漢方医学に関する研究を推進し、小児漢方医療の向上、発展をはかるとともに、社会への啓発、小児漢方医療の普及をもって、子どもの心身の健康に寄与することを目的とする。

第3条 本会は毎年1回以上定期的に学術集会として、日本小児漢方懇話会フォーラム(以下、フォーラムと略)を開催する。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1) フォーラムの開催
- 2) 基礎・臨床研究
- 3) 会員相互の交流
- 4) 小児漢方医療の普及
- 5) その他、本会の目的に必要な活動

## 第2章 会員及び会費

第5条 本会の会員は本会の目的に賛同し、会費を納入する医療関係者を正会員とする。  
入会希望者は、事務局に申し込むものとする。退会しようとする者は、その旨を事務局に申し出る。

第6条 本会の会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。

第7条 既納の会費は返還しないものとする。

第8条 会員は次の事由によって、その資格を喪失する。

- 1) 退会を申し出た場合
- 2) 会費を3年以上滞納した場合
- 3) 死亡した場合
- 4) 幹事会において認めた場合

### 第3章 運営

- 第9条 本会は、常設の幹事会を設け、幹事会によって運営する。
- 第10条 幹事会運営のために、代表幹事1名、幹事若干名、監査2名を置く。任期は3年間とする。但し、再任は妨げない。
- 第11条 代表幹事は本会を主宰する。また、必要に応じて幹事会を招集する。代表幹事は幹事の互選とする。
- 第12条 幹事は本会の運営にあたるものとする。幹事は代表幹事が委嘱する。
- 第13条 監査は会員により選出され、会計監査を行う。
- 第14条 本会の事務局は、幹事会の指定するところに設置する。

### 第4章 会計

- 第15条 本会の運営は、会費とその他の収入により行う。
- 第16条 本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わる。本会の毎会計年度収支決算は、年度終了後、監査を受け、幹事会の承認に付するものとする。

### 第5章 会則

- 第17条 会則の変更は、幹事会の決議を経なければならない。

#### 【付則】

- 付則1 本会則は、2017年4月1日より施行する。
- 付則2 本会の事務局は、医療法人 広瀬クリニック  
(〒448-0858 愛知県刈谷市若松町6-37)内に設置する。
- 付則3 年会費は年額4,000円とする。幹事会の議決の上変更できる。
- 付則4 フォーラムの参加費は、年会費とは別途参加者より徴収する。
- 付則5 フォーラムの参加者は原則会員とするが、当会の趣旨に賛同する非会員も参加可能とする。フォーラムの参加に際しては非会員対象の参加費を徴収する。
- 付則6 本会会員の個人情報保護:会員の個人情報は、フォーラムを始めとする本会が開催する会合の案内、学術研究・調査、本会の運営に必要な連絡・案内に限り、使用する。個人情報の取り扱いに関しては、個人情報保護法に則り、個人情報の漏洩を防止し、適切に扱うものとする。